

トピックス Topics

2024年から本格スタートの電帳法 —— 課題解決・対応のポイントは

10月のインボイス制度の導入からおよそ3カ月が経つ。企業からは「業務の負担が増えた」「仕入税額控除に対するルールが細かい」など、さまざまな声が聞こえる。インボイス制度への対応が徐々に進んでいくなか、2024年1月からは改正電子帳簿保存法（以下、電帳法）が本格的にスタートする。

今回は、2024年1月より宥恕（ゆうじょ）措置期間が解除される電帳法の概要やポイントについて、電帳法への対応システムを展開する有識者からの実務での課題や解決策など、具体的な内容も交えて紹介していく。

（情報統括部 武原 護）

電帳法とは

電帳法は、国税関係の帳簿・書類などを電子データで保存する際のルールを定めた法律だ。2022年1月に施行されたが、厳格な規程に対して企業の対応が追いつかず、実務上の混乱を防ぐため2年間の宥恕措置期間が設けられ、対応の準備が進められてきた。2024年1月からはすべての事業者が対応を余儀なくされ、法人だけでなくフリーランスや個人事業主も対象となる。

電帳法が施行された経緯

電帳法は1998年7月に初めて施行された。国税関連の仕訳帳や総勘定元帳などの帳簿、貸借対照表や損益計算書などの経理関連書類のほか、取引に関する請求書や契約書などにおいて、電子データや画像データによる改ざんや偽装ができないように保存方法を定めている。これまでの商慣習では、これらの書類を原則として「紙」で保存していたため、電帳法の施行による大きな混乱は発生していなかった。

対応が急務となるのは電子取引

電帳法には、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引の3つの保存区分がある。電子帳簿等保存およびスキャナ保存に関しては、紙で保存するか電子データで保存するかを任意で選択することができるため、従来通り紙媒体で保存することが可能だ。一方の電子取引は、電子取引で授受した取引情報を電子データのままで保存することが原則となる。

（図表1）電帳法の対象となる国税関係の帳簿・書類

種類	作成 受領	紙で保存	電子データで保存
帳簿 （仕訳帳、総勘定元帳、 売上台帳など）	作成	○	○
書類 （貸借対照表、損益計算書、 請求書、見積書など）	作成	○	○
	受領	○	○
電子取引 （電子メール、インターネット、 クラウドなど）	作成	×	○
	受領		○

【出所】国税庁資料などを基に帝国データバンク作成

電子データ保存時にポイントとなるのが、「検索機能の確保」「データの真実性を担保する措置」の2要件だ。検索機能の確保では、「取引年月日」「取引金額」「取引先」をすぐに検索できる状態にしておかなくてはならない。国税局から提示を求められた際、すぐに出せなければ、隠蔽工作をしているなどの疑いをかけられるリスクが高まる。

データの真実性を担保する措置では、図表2のA～Dのいずれかを行うことが求められる。A～Cの方法はシステム導入が必要なため、Dの「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を整備・運用する」を選択する中小企業が多いと予想される。国税庁も規程作成のひな型をホームページに設けているため参考にしていただきたい（次頁右下のURL参照）。

（図表2）電子取引データ保存のポイントとなる要件・対応方法

保存要件	概要	対応方法
検索機能の確保	・「取引年月日」 ・「取引金額」 ・「取引先」 で検索できる ようにする	・検索機能に対応した専用ソフトを使用する ・ファイル名を「20240105（株）帝国データバンク 110000」等にしてデータを保存する ・Excel等で索引簿を作成し、保存したファイルと 関係づける
データの真実性を 担保する措置	保存した電子 データの真実性 を担保できる ようにする	A. タイムスタンプが付与された書類の受け取り B. データに速やかにタイムスタンプを付与する C. データの訂正・削除が記録されるまたは禁止 されたシステムでデータを受け取って保存する D. 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を 整備・運用する

【出所】中小企業庁「ミラサボplus」より帝国データバンク作成

システム導入には法改正への対応だけでなく、さまざまなメリットもある。1月からの本格スタートに向けての現状やシステム導入の活用事例について、電帳法への対応システムを展開する（株）ユーエスエスに話を聞いた。

専門家の意見

ユーエスエス 代表取締役 與良 剛氏

2024年1月から電帳法が本格的にスタートするが、事業者の認知度は事業規模に関係なく、まだ低い。今回の法改正では、電子取引を電子データで保存することが義務化される。電子データの改ざんや削除による脱税などの不正行為が判明した際は、青色申告の承認が取り消される可能性があるほか、35%の重加算税に加えて10%のペナルティが科される。

そもそも“電子取引”とは、電子メールに添付した請求書データやインターネットで購入した際の領収書データなどに限らない。会社所有のSuicaやPASMOなどの交通系ICカードや、PayPayなどでの支払いも電子取引に該当するため、データ保存が必要だ。これらすべてをExcelなどで管理することは可能だが、人材や時間などリソースを割かなければならず、業務もマニュアルを作成しなければ属人化していく可能性が高い。保存データも5年から10年と長期間にわたり管理しなければならない。

（株）ユーエスエスの電帳法に対応した文書管

理システム「GO!!電帳」を利用されているお客さまからは、「請求書を複数のお客さまに送る際に毎回文面を作る必要がなくなった」「電子化することで業務効率が向上するだけでなく、コスト削減にもつながった」など、書類の一括管理システムは便利だという声が多い。

まもなく2024年を迎えるため、これまでの取引も電子化しなければならないと考えている方は多いだろう。しかし、1月以前の取引に関しては処理を行う必要はないため、今

後発生する取引を電子化することで、ペーパーレスだけでなく業務効率化を推進していただきたい。

電帳法への対応が完了していない事業者の方は、オンライン相談も実施しているので、お気軽に問い合わせいただきたい。

まとめ

1月からの電帳法への対応でポイントとなるのは、電子データで保存しなくてはならない電子取引をしっかりと把握すること。また、電帳法における文書の保存期間は、法人で基本7年（最長10年）、個人事業主では原則5年（最長7年）であり、担当者の異動やPCトラブルなどで管理方法が変わったり、データが破損したりすることも考えられるため、システム導入やバックアップを取るなど、万が一に備えることが重要となる。

国税庁HP

参考資料（各種規程等のサンプル）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

電子帳簿等保存制度 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/index.htm>